

令和3年度
第1回埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議

公共施設アセットマネジメントの 取組状況について

令和3年 6月25日

企画財政部市町村課

財政、公営企業担当主幹 古川 由夏

1. 公共施設マネジメントに係る国の動き
2. 総合管理計画の見直し・改訂について
3. 埼玉県内市町村の取組状況
4. 埼玉県の取組

1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請）※平成26～28年度の3年間で策定

<公共施設等総合管理計画の内容>

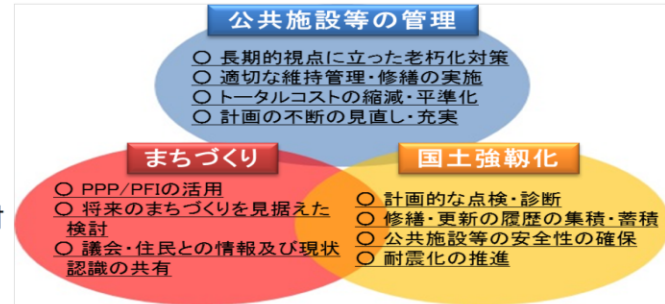
公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

令和2年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.9%の団体において策定が完了。

令和3年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うもの。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定）※令和2年度までに策定

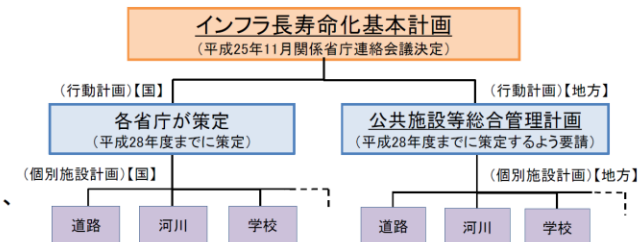
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～ (令和元年6月21日閣議決定)

第3章 「経済再生と財政健全化の好循環

(2) 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

② 社会資本整備

(公的ストックの適正化)

長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応するとともに、各地方の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方等に基づき公共施設の統廃合を推進する。

インフラ所管省は、長寿命化等による効率化の効果も含めた中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表するとともに、新経済・財政再生計画に定めた「地方公共団体による3年以内の維持管理・更新費見通しの公表」を着実に促すため、その標準的な算定方法を示すなどの必要な支援を行う。また、「個別施設計画」が2020年度までに確実に策定されるよう、必要な対策を講ずるとともに、インフラ所管省は、個別施設計画等に基づく集約・再編・廃止等の状況を毎年度点検し、フォローアップを行う。

「公共施設等総合管理計画」における公営企業施設分を含めた地方自治体ごとの策定状況や「個別施設計画」における地方自治体ごとの長寿命化等の対策の有無等の「見える化」の内容の更なる充実、先進・優良事例の横展開を図る。また、インフラメンテナンス国民会議等を通じた先進・優良事例の全国展開を推進する。「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。

経済財政運営と改革の基本方針2021（仮称）

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

5. 生産性を高める社会資本整備の改革

社会資本等整備重点計画等に基づき、デジタル化や脱炭素化を図りつつ、生産性向上に資する取組を進めるとともに、新技術等の導入促進や集約・再編等の広域的取組による公的ストック適正化も含め予防保全型のメンテナンスへの早期転換を図る。設計、施工、維持管理の自動化・AI活用等による効率化などインフラDXを進め、特に、中小建設業当のICT施行の利活用環境の充実等によりi-Constructionを促進する。個別施設計画の内容充実、公共施設等総合管理計画の見直しを促進するとともに、維持管理費縮減の取組等を促進する優先的支援を行う。また、受益者負担や適切な維持管理の観点から、財源対策等について検討を行う。災害対応力の強化や生産性向上等に資するよう、費用便益分析の客観性・透明性の向上を図りつつ、ストック効果の高い事業への重点化を図る。その際、財政投融资も適切に活用する。

1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、集約化・複合化事業の対象を拡充等

【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30～R2：4,320億円 → R3：4,320億円】

期間：平成29年度から令和3年度まで(ただし、経過措置として、令和3年度までに建設工事に着手した事業については、令和4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる)

公共施設等適正管理推進事業債

※下線部分は令和3年度からの措置

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉建築物(公民館等) : 延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業
非建築物(グラウンド等) : 維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設(道路(舗装、小規模構造物等)、河川管理施設、砂防関係施設(昭和53年以降の技術基準で設計された施設を含む。)、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)】 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定の規模以下等の事業)

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

⑥ 除却事業

〈対象事業〉公共施設等の除却を行う事業

〈充当率〉90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

※①～⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、平成29年度末時点において策定されている全団体をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

団体名等		公共施設等総合管理計画記載事項															
都道府県名	市区町村名	策定年度 (改訂年度)	計画期間		施設保有量	維持管理・更新等にかかる経費			①公共施設の数 ②延床面積等に関する目標 ③トータルコストの縮減 ④平準化等に関する目標	総合管理計画の推進体制	PDCAサイクルの推進方針						
			年度	区分		数	内容	現在要している経費			将来にわたる経費の見込み		内容	数値目標	推進方針	サイクル期間	
											期間及び経費の見込み	対策を反映した見込み					①
〇〇県	□□市	平成27年度	年	20年	【公共施設】 約70.0万㎡ 【インフラ】 道路:700km 橋りょう:3.5km 上水:450km 下水:400km など	直近5年平均 で15億円 (公共施設5 億円、インフラ 10億円)	計画期間の年平均 で約35億円 (公共施設12億、 インフラ23億)	計画期間の年平均 で約23億円 (公共施設8億円、 インフラ15億円)	【基本目標】 計画的な維持管理・更新に取組み、財政負担の軽減・平準化を図る ※数値目標は、実施計画で設定する	無				公共施設等の情報を一元的に管理・集約する部署として、公共施設活用課を新たに設置。	進捗状況を管理・集約する担当課と施設所管課で、定期的に意見交換し、PDCAサイクルに基づき改善。	3年	
〇〇県	△△市	平成27年度	11年	20年	【公共建築物】 約72.0万㎡ 【インフラ系】 道路:1,400km 橋りょう:7.0km 上水:900km 下水:800km など	平成27年度 決算額で60億円	今後20年間の総額で約2,000億円	今後20年間の総額で約1,800億円	【ハコモノ施設】 ②40年間で延床面積の20%を削減 ・長寿命化・安全の確保 ・集約化・複合化による適正配置 【インフラ施設】 ・維持管理費用の削減 ・長寿命化・安全の確保	有	無	有	無	財産活用課にて、個別施設計画の進捗状況等を集約。公共施設マネジメント推進会議やWGIにおいて、具体的な取組等に向けた検討を進める。	有識者会議等からの提言も踏まえ、総合管理計画で設定した数値目標に照らして取組みを評価する。	概ね5年	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。

1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

新経済・財政再生計画 改革工程表2020(令和2年12月18日 経済財政諮問会議)

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
○措置が必要な施設の修繕率：毎年度上昇[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○施設の点検の実施率：分野毎に定める点検の実施期間中に100%	<p>6. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>(予防保全型の老朽化対策への転換)</p> <p>a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのPDCAサイクル(メンテナンスサイクル)を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用により、必要な支援を行う。《関係省庁》</p>			
○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%	<p>7. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p> <p>(総合管理計画)</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うように促す。《総務省》</p> <p>(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設)</p> <p>a. 2020年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する(一部公表済み)。《関係省庁》</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの支援を行う。《関係省庁》</p>			

1. 公共施設マネジメントに係る国の動き

新経済・財政再生計画 改革工程表2020(令和2年12月18日 経済財政諮問会議)

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>8. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2020年度末策定に向けた支援を引き続き行う。《関係省庁》</p> <p>b. 2020年度末までに策定予定の個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁》</p> <p>c. 2021年度末までの総合管理計画の見直しに向け、地方自治体に対し、見直しに当たっての留意点等を改めて周知するとともに、新たな支援策を講じる。《総務省》</p> <p>d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p>			
		<p>9. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</p> <p>(総合管理計画)</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省》</p> <p>(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、一般廃棄物処理施設)</p> <p>a. 2020年度までに公表する個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、先進・優良事例の横展開等により、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を推進する。《関係省庁》</p> <p>※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。</p> <p>(総合管理計画・個別施設計画の策定状況)</p> <p>a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。《内閣官房、関係省庁》</p>			

2. 総合管理計画の見直し・改訂について

2. 総合管理計画の見直し・改訂について

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂(H30.2)。

総合管理計画の推進体制等について

1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

(例)

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

総合管理計画の充実について

3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間:30年程度以上
- ・会計区分:普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分:建築物及びインフラ施設
- ・経費区分:維持管理・修繕、改修及び更新等

5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

2. 総合管理計画の見直し・改訂について

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について

1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

2 計画の見直しに当たって記載すべき事項 ※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること

1 必須事項

① 基本的事項

- ・計画策定年度及び改訂年度 ・計画期間 ・施設保有量 ・現状や課題に関する基本認識 ・過去に行った対策の実績
- ・施設保有量の推移 ・有形固定資産減価償却率の推移

② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること)

- ・現在の維持管理経費 ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み ・長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針
- ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

2 記載が望ましい事項

- ① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標
- ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針
- ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の考え方
- ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針

3 団体の状況に応じて記載する事項

- ① 広域連携の取組
- ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

3 財政措置

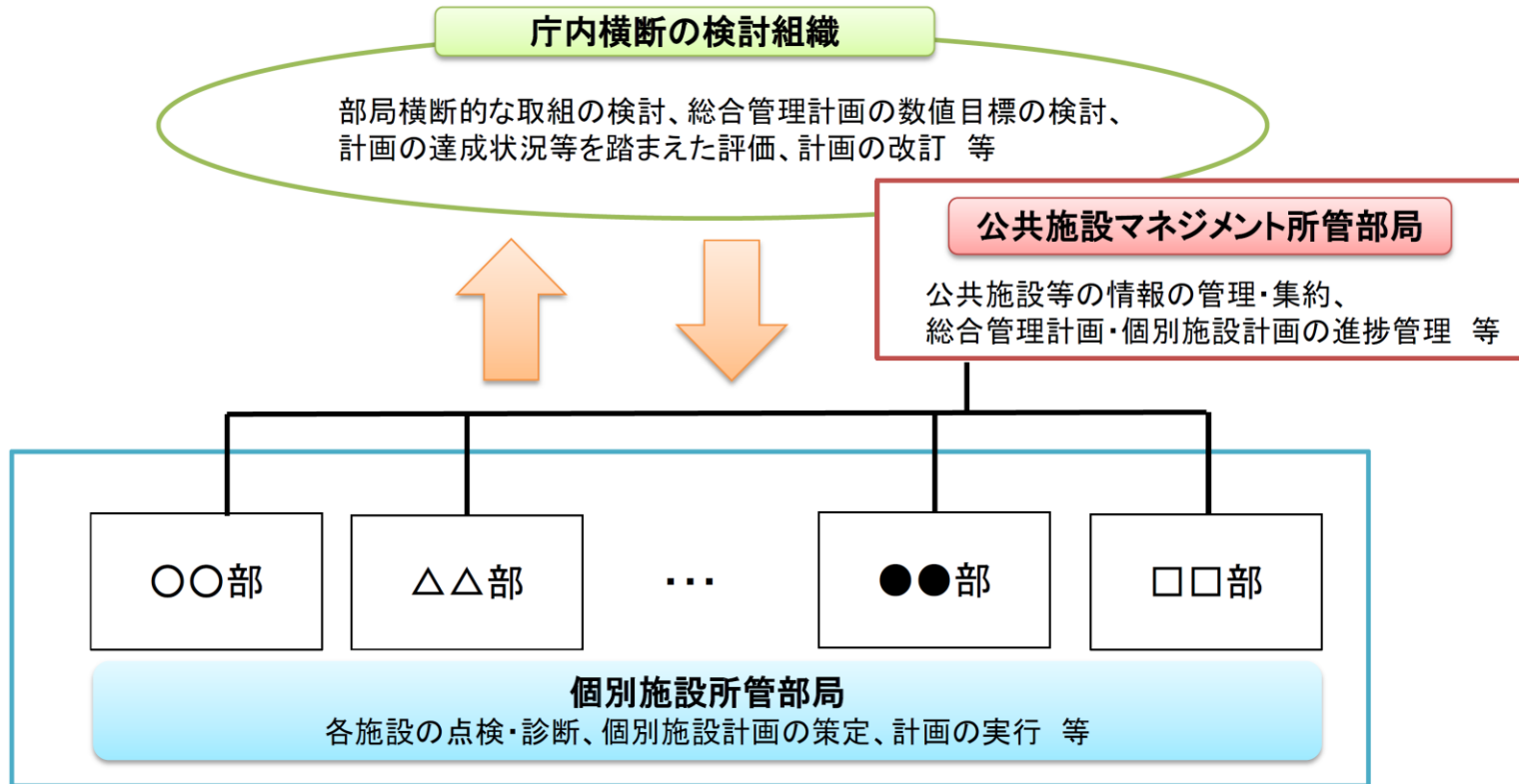
令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講じることとしたこと(措置率0.5)。

2. 総合管理計画の見直し・改訂について

総合管理計画の推進体制等

- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

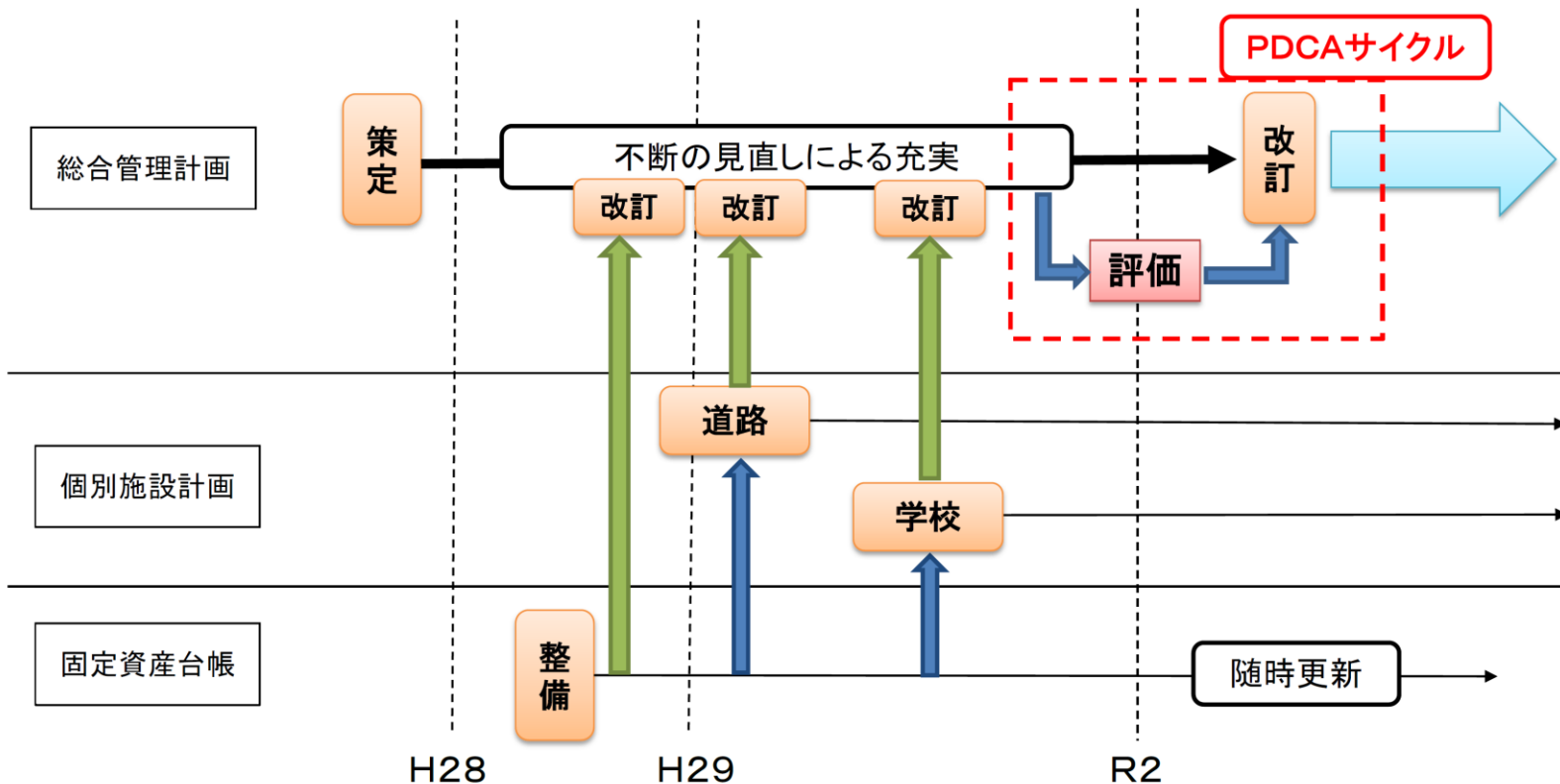
<全庁的な体制構築イメージ>



2. 総合管理計画の見直し・改訂について

総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。



2. 総合管理計画の見直し・改訂について

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
 - しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ
- ➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備
- 公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業

市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣

課題達成支援事業

上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

啓発・研修事業

都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

※1 アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

※2 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

(3) 事業規模

- 約3億円(約500団体・公営企業への派遣を想定)

3. 埼玉県内市町村の取組状況

3. 埼玉県内市町村の取組状況

県内市町村の計画策定状況調査結果

1. 個別施設計画の策定状況(インフラ施設を除く) (個別施設計画策定に係る調査結果抜粋(令和3年1月実施))

個別施設計画改定状況について



※令和3年4月時点

個別施設計画(ハコモノ)について、59団体が策定完了、4団体が策定中

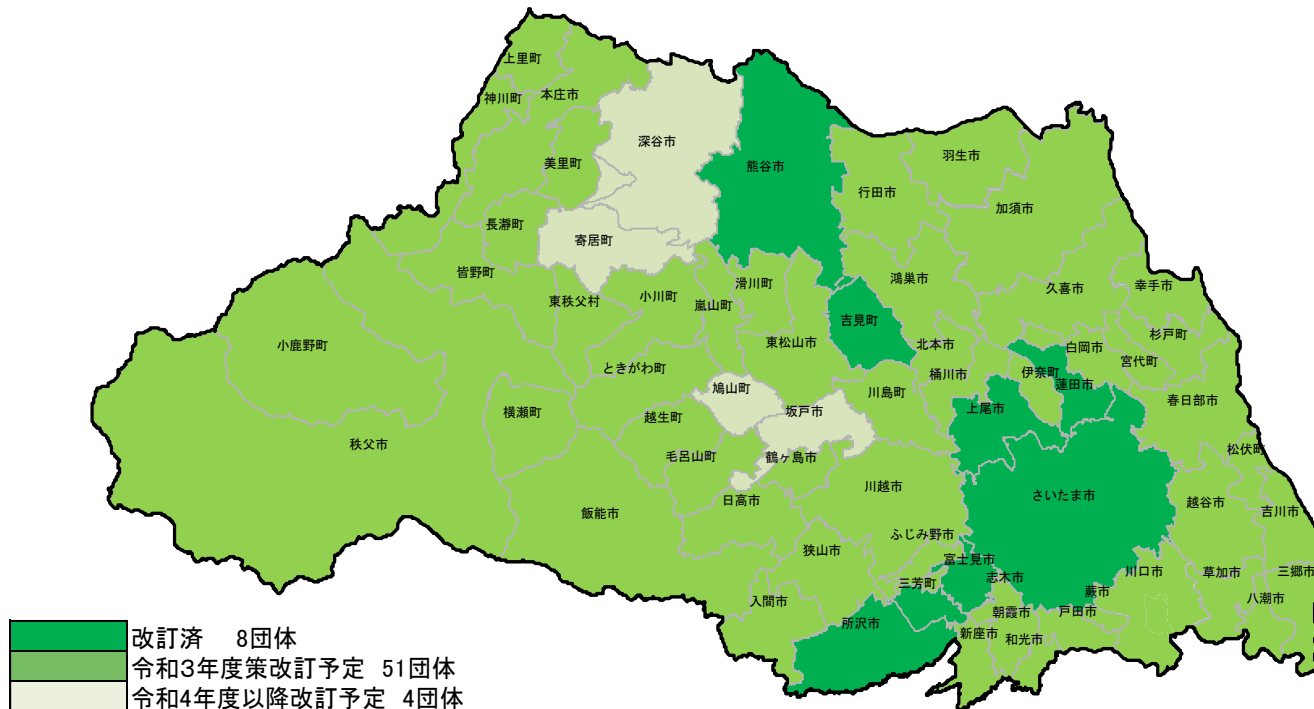
3. 埼玉県内市町村の取組状況

県内市町村の総合管理計画改定状況調査結果

総合管理計画の改訂状況

(公共施設等総合計画に関する調査についてより抜粋(令和3年3月実施))

総合管理計画の改訂状況について

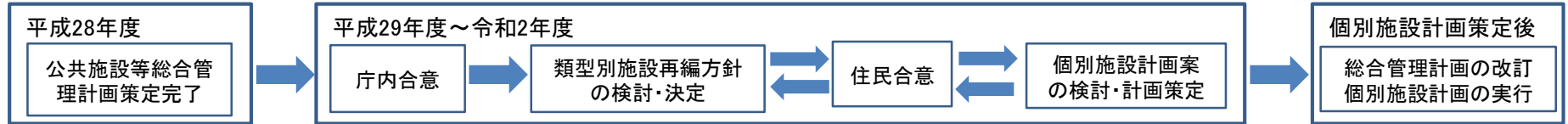


※令和3年4月調査時点

4. 埼玉県の取組

4. 埼玉県の取組

アセットマネジメントのこれまでの取組と今後の動き



市町村の課題

- 個別施設計画等を踏まえた公共施設等総合管理計画の改訂(令和3年度まで)
- 個別施設計画の着実な実行
- 地方公会計の財務書類及び固定資産台帳の活用
- 集約化・複合化した施設整備や跡地活用のためのPPP/PFIの導入の検討

県の支援の方針

- 全市町村が令和3年度中に総合管理計画を改訂
- アセットマネジメント推進会議や検討部会など意見交換の場を設け、市町村間のネットワークを構築
- 地方公会計やPPP/PFIに関する研修を通して、効率的な施設マネジメントの情報を提供

事業展開

市町村に対する支援

総合的な支援

アセットマネジメント推進会議

公共施設の今後の方向性等に関する講演を実施

アセットマネジメントポータルサイト

アセットマネジメントに関する情報を一元的に提供

地方公会計研修会

公会計の基礎及び活用のための研修

埼玉県ふるさと創造貸付金

施設の更新・統廃合等を行う際の資金を低利で貸付

個別自治体への支援

アセットマネジメント実践検討部会

計画策定に係る課題等に対し、市町村・有識者で意見交換

総合コンサルティング事業

課題を抱えている市町村に対し個別のコンサルティング

PPP/PFI研修会

PPP/PFIに関する研修

- 東洋大学PPP研究センターと連携
- 先進事例の紹介
- 外部有識者による助言

4. 埼玉県の取組

埼玉県公共施設アセットマネジメント支援情報ポータルサイトについて

埼玉県では、市町村が取り組む公共施設アセットマネジメントの支援を目的として、埼玉県のホームページに「埼玉県公共施設アセットマネジメント支援情報ポータルサイト」を立ち上げ、以下のような公共施設アセットマネジメントに関する情報や、埼玉県・県内市町村の取り組み等を紹介しています。

- ・ 公共施設等の適正管理に関する通知等
- ・ 公共施設等の適正管理に関する地方債措置や活用例
- ・ 埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議の開催概要や資料
- ・ 県内市町村の公共施設等総合管理計画や固定資産台帳のページへのリンク 等

埼玉県公共施設アセットマネジメント支援情報ポータルサイトURL

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0107/zaiseitantou/management.html>

埼玉県市町村公共施設アセットマネジメント推進会議

第1回(6月25日)

総合管理計画の改訂の取組について

・アセットマネジメントのためのシミュレーショ

ンソフトとシリアスゲームの開発について

・総合管理計画の改訂のポイント

第2回(9月10日)予定

維持管理費の削減手法について

・外部有識者による事例紹介

(公共施設の包括点検について(仮))

アセットマネジメント実践検討部会

日程・内容等調整中

第1回(8月頃)予定

第2回(1月頃)予定